

# 視 察 報 告 書

報告者氏名：堀りょういち

会派名：よこすか未来会議

参加議員名：堀りょういち

期 間：2024/11/30～2024/12/01

視察都市等及び視察項目：

日本児童虐待防止学会への出席

所 感 等：

## 1. 行政報告

### 1) 概要

- こども家庭庁の担当課より政府の児童虐待対策について概要を説明
- 現状として、児童虐待対応件数は増加傾向であり R4 年度では 21 万 5 千件にのぼる。うち、心理的虐待 6 割、身体的虐待 2～3 割
- 警察からの通告がもっと多く、5 割以上。
- 令和 4 年度の死亡事例は 72 名。背景を分析すると、予期しない・計画しない妊娠、親自身が虐待を受けた経験、貧困や疾病・障害等、社会的な孤立があげられる。
- 児童虐待防止対策は大きく 3 つに分類される。予防・対応・自立支援である。
- 予防については、国ではこども家庭センターの設置を進めている。
- 対応については、児童相談所の人員増や一時保護所の環境改善、実務者の専門性向上に力を入れている。
- 自立支援については詳述する。一点目は親子再統合である。9 割が在宅支援の現状であり、そこから重篤な虐待が起きてしまう可能性がある。親子関係再構築に現場では取り組んでいるが、支援が十分に行われず、関係機関の連携ができていないなどの背景から、親子関係再構築支援事業が設置。カウンセリングや適切な関わり方を学ぶプログラムの提供などを国は行なっている。
- 二点目は家庭養育の推進である。国は里親やファミリーホームの推進を行っており、令和 11 年度までに乳幼児 75%、学童期 50%以上の委託率達成に向けて取り組んでいる。
- 三点目は社会的養護自立支援事業である。措置解除者の実情把握と援助を都道府県の義務としたり、年齢制限を弾力化したり、生活・就労などの相談機関設置を進めるなどしている。
- 児童虐待対策以外に様々な困難を抱えるこどもや若者の相談支援として、子ど

も若者シェルター・相談支援事業やヤングケアラー支援に取り組んでいる。

- こども・子育てにやさしい社会づくりとして、こどもまんなかアクションの取り組みがある。

## 2) 所感

- 本講演を通して、児童虐待対策の概況と、政府の取り組みについてまずは俯瞰して捉えることができた。
- 本市としては、これまで改正児童福祉法の施行に伴い、こども家庭センターの設置や一時保護所の運営見直しなど、いち早く取り組んできている。これらの取り組みの実績については後々精査する必要があるだろう。
- 本市として十分に組み立てていない点としては、自立支援の取り組みである。親子関係再構築支援事業については、本市として何をすべきか精査する必要があるのではないだろうか。
- 困難を抱えるこどもや若者の相談支援として、子ども若者シェルター・相談支援事業やヤングケアラー支援などは本市としてはまだまだ不十分であり、国の動きを見つつ、自主的に取り組むべきである。

## 2. 講義「産前から夫婦そろって親になる準備教育を受けることによる虐待予防を考える」

### 1) 概要

- 生まれた後の困り感に対する教育プログラムは多くあるが、子どもが2歳までに離婚している割合が高く、そこから新しい夫に虐待を受けるというケースなど、もっと遡って取り組む必要があると考え、産前の助産分野から取り組みが求められる。
- 山形県立保健医療大学の中村康香氏は両親が子育てについての責任を共有し、親としての役割を調整したり、サポートして行う子どもを含めた3者の関係性を「コペアレンティング」と定義する。コペアレンティングの促進によって、抑うつ度の低下、育児不安や育児ストレスの低下、夫婦間の愛情や思いやりの増加につながる。そのため、妊娠期からコペアレンティングを促すことが大事だということを強調しており、コペアレンティングを推進する教育プログラムを提案する。
- 福島県立医科大学の石井佳世子氏は妊娠期から育児を考える大切さを伝えるプログラムとして共感セッションプログラムを作成。プログラムを通した夫の共感性が高まることが重要であるとした。
- 一般社団法人陽気会代表理事の杉江健二氏は「子どもを虐待したい親などいない、適切な子育て（しつけ）を知らないだけ」とし、親のコミュニケーション力を高めるプログラムCPA（SS式イライラしない子育て法）を開発。名古屋市内で講演活動等を行う。名古屋市の再発防止のための保護者支援事業としても

CPA が展開され、母子手帳と共に全妊産婦に CPA のプログラムを配布するなどし、児童虐待再発率が大幅に減少した。

## 2) 所感

- 一般にパパママ向けの教室は医療的な観点から、母体の安心安全や赤ちゃんのケア等が主となっている。これは誰もが子どもを授かった瞬間親になれることを前提にしているわけだが、親になれない親もいる、ということを経験に考えなければならぬ。
- 一人当たりの出生数が減少し、核家族化が進む中で、子育てに関する知識や経験を求められず周囲のサポートも得にくい。さらに、ワークライフバランスの推進や女性活躍推進という中で夫婦間のキャリアのあり方も変化しており、家族の在り方そのものが多様化している。このように考えると、今ほど親が親であるための、家族が家族であるための学びやコミュニケーションが求められる時代はないだろう。
- そのような中で、親になるための準備教育の重要性が増しているというのは頷ける。こども家庭庁では親子関係形成支援事業、親子再統合支援事業を展開しているが産前における子育ての質向上に向けた取り組みについてはまだ取り組んでいない。すでに様々な手法が展開されている。本市独自の取り組みが検討されても良いのではないだろうか。

## 3. 講義「ハイリスク家庭のなかで医療の必要な子どもが生活していくための支援と連携」

### 1) 概要

- R4 年度の診療報酬改訂により、不適切な養育等が疑われる児童の発見と支援、他機関での連携が求められるようになった。
- 低出生児、医療的ケア児、慢性疾患の子ども、障害の子どもの割合が増えている。その背景には、母体因子、胎盤/臍帯因子、胎児因子それぞれがあり、加えて医療技術の発達による生存率の改善がある。
- こうした子どもを育てる家庭は虐待のリスクを抱えやすい。過度の育児不安、周囲との比較、成長発達への過度の期待、成長にそぐわない対応や環境・ネグレクト等によるものだ。
- 課題は上記家庭の養育力、疾病管理に関わる知識・技術である。ハイリスク家庭に対して、子どもの安全安心、最善の利益を考えてケアをするにはどうすれば良いか。現場で問われている。

### 2) 所感

- 医療的ケアが必要な子どもの割合は本市においても高まっていると思われる。その中でいかに虐待のリスクを低減させていくか。行政として何をすべきかを考えなければいけない。

- 例えば、今回の診療報酬改訂を踏まえて、改めて行政から医療機関に対して虐待またはそのおそれに対する早期発見・早期支援の必要性について、その認識を共有し、連携の仕方を再定義するなどではできているのだろうか。教育現場において、医療的ケアが必要な子だからと、過度に治療やりハビリの面ばかりに目が入ってしまって虐待の可能性が見過ごされるというケース事例の紹介があった。ケアが必要な子どものいる家庭は虐待のリスクが高いということを共通認識として持っているかだろうか。

#### 4. 講義「自治体の「プッシュ型情報発信」による予防のセーフティネット「きずなメール」から考える虐待予防の未来像」

##### 1) 概要

- こども大綱では、必要な情報を得られ、必要な支援を得られるようプッシュ型の支援の重要性がうたわれている。
- 送り手側の能動的な情報発信であるプッシュ型発信は、その一方で、疲労感、反発、受取拒否につながるという「プッシュ型のジレンマ」に陥りがちである。
- このジレンマを克服し、プッシュ型で子育て応援を行う仕組みが「きずなメール」である。NPO 法人が開発したこのツールは、複数専門家が制作監修したテキストメッセージを送ることで、孤育て予防、社会的孤立の予防等に活用するものである。
- 妊娠初期から3歳の誕生日までの期間が一般的であり、各自治体や医療機関が発信するアプリやメールを通して市民に伝える。35自治体で導入されており、松戸市では子育て応援を目的としたLINEアカウントから情報発信をしている。大田区では18歳までその期間を延長し、子どものメンタルケアや学齢期の、思春期の子どもの特徴と関わり方、学校生活等における健康管理・事故予防等の内容を発信している。
- きずなメールの文章は複数専門家が制作監修したテキストメッセージであり、月一の全体会議でアップデートされている。飽きさせず、読み続けてもらえるメッセージにするため、様々な工夫がなされている。

##### 2) 所感

- 必要な人に必要な情報を届けることの重要性は兼ねてから議会を通じて伝えており、きずなメールというツールは行政側の負担も少なく非常に有効であると感じた。本市での導入も前向きに検討して良いのではないかと感じた。
- 前向きに検討すべき理由は以下の通りである。
  - ✓ 孤育て予防のための取り組みでは本市では少ない。
  - ✓ 横須賀市では公式LINEが幅広く活用されている。一方でブロックの割合も高くなっているため、有効な活用の仕方が求められている。

- ✓ 行政側の負担は非常に少なく、導入のハードルが低い

## 5. 講義「急速に増えた「自分を傷つける子ども達」～コロナ禍があぶり出した子どもの心の居場所問題～」

### 1) 概要

- コロナ禍を経て、不登校児童生徒数や自殺で亡くなる子ども・若者の数が増加している。裾野には多くの自殺企図、自傷行為をする人がおり、深刻な状況となっているのではないかと指摘。
- 武蔵野大学の中板育美氏は子ども・若者の生きづらさの背景に経済的な格差や女性や子どもの社会的な脆弱性（コロナで明らかになった）を挙げており、ト一横がデジタル時代においてリアルな居場所としての機能を果たしているのではないかと指摘。人々の生活の質を高めるために、行動変容やエンパワメントを行なっていくヘルスプロモーションの重要性をうたえる。キーとなるのはエンパワメントであるが、行政や警察など、関係機関が対策するのは上から目線になりがちであり、甚だしい拒否感を抱かせることになると指摘。そうではなく、加害側へのアプローチ、指示や教育的指導ではない、伴走型の寄り添える相談窓口（民間の協力をなしに成立しない）の充実等を訴える。行政は民間との強力な連携をしてサービス提供することが重要であるとした。
- 子どもの虐待防止センターの山口有紗は自傷行為や自殺念慮の高まりが日本だけでなく、アメリカ、カナダ、中国でも起きているとし、子ども若者のメンタルヘルスの悪化に警鐘を鳴らす。特にメンタルヘルスに影響を受けやすい子どもに対するアプローチは重要であり、虐待などの逆境体験のある子ども、社会的養護下にある子ども、特別な学習支援や発達ニーズのある子ども、LGBTQ、経済的に困難を抱える子どもなどがそれに該当する。
- 重要なのは、傷つきがあっても希望があると知ることであり、Positive Childhood Experiences(PCEs)をいかに高めるかが重要であるとする。逆境的な体験があっても PCEs があると抑うつ症状が減ることがわかっている。
- また予防という観点では、小さいうちから「あなたに権利がある」ということも重要である。心理的虐待を含めて、そういうことをされない権利があるということ子どもたちに伝えることも重要だ。

### 2) 所感

- なぜ不登校が増えているのか、なぜ自殺が増えているのか。それに対してエビデンスを持って語ることは難しい。しかし子どもを取り巻く環境は非常に危ういものがあり、予防的に関われることは山ほどある。ト一横に通う子ども・若者を批難することは容易だが、なぜそうになってしまうのか。そこに思いを馳せ、子どもたちを取り巻く様々な本質的な課題に向き合っていくことが重要だ。

- また、貧困や虐待等の負の要因をなくすことも重要だが、「希望」という正の要因をいかに増やすかも同様に重要な視点だ。権利擁護の視点は欠かせない。

## 6. 講義「地方自治体における子どもの権利擁護機関で子どもの「声」を聴く意義と課題」

### 1) 概要

- こども基本法が制定されたが、大きく二つの課題がある。一つは子どもコミッショナー等の独立性のある子どもの権利擁護機関の設置が見送られたことである。国連の日本への勧告の中でも繰り返し設置が求められてきた。もう一つは地方自治体の権利救済機関への支援、子どもオンブズワークの支援がないことである。
- ここで、子どもの権利擁護機関とは、子どもの権利を守るために独立性が担保された公的な第三者機関である。子どもオンブズパーソン=子どもの権利擁護機関、権利救済機関、権利擁護委員など様々な呼び名がある。全国の約 50 の自治体に設置されている（全体の 2.9 パーセント）。大きく 4 つの機能があり、相談対応（個別救済）、制度改善、勧告・要請・発意、普及啓発の 4 つである。
- 名古屋市こどもの権利相談室「なごもっか」では、子どもの権利擁護委員が 5 名おり、大学教員や弁護士である。相談の窓口は電話、手紙（なごもんレター）、ファックス、面談、LINE がある。
- 子どもの相談で気をつけていることは、相談員の思う「子どもの最善の利益」にしないということである。
- 親の相談で大切にしていることは、親は「子どもを中心に考える」ことのイメージを持ってないことが多く、子どもの主体性や自己決定を大切にすることが重要だということである。
- 日本で初めて子どもオンブズを導入した自治体である川西市では「子どもの人権オンブズパーソン」を展開。子どもと直接会って話を聞くことを重要視しており、面談時間も 1 時間程度としっかり取っている。一緒に子どもの意見を形成することを目指し、否定しない、子ども目線で受け止めることが重要だとする。

### 2) 所感

- 本市では子どもの権利条例が新たに制定されたが、子どもオンブズの導入には至らなかった。しかし、今回の講義を踏まえて導入の必要性を強く感じた。
- 一つは、第三者的な立場として当事者（親を含む）と関係機関の間に立つことで、スムーズな問題解決に貢献できること。
- もう一つは、解決そのものだけでなく、それに至るプロセスが子どものエンパワメントにつながるということである。つまり、体感として子どもの権利を学ぶことができ、子ども自身が自分の生活や人生を変化できるという経験につな

がる。

- 本市においては人権相談の窓口があるが、どこまで動けているのか。子どもオンブズの場合は伝達→傾聴→意見形成→意見表明→フィードバック→モニタリングというプロセスを踏む。どこまでできていて、どこができていないのか、確認・検証の必要があるだろう。

## 7. 総括

児童虐待対策には「予防」「対応」「自立支援」の3つの軸があるが、今回の学会でのセッションには「予防」の重要性に焦点が集まっていたように思われる。つまり、虐待そのものへの対処ではなく、そもそも虐待が起こらない仕組みのづくりの重要性だ。

そのための論点として

- ・親が親になるための教育
- ・低出生児や障害児等、虐待リスクが高まりやすいハイリスク家庭への支援
- ・デジタルツールの活用
- ・PCEs を高めること
- ・子どもの権利擁護

等があった。

これらには抽象・具体でその粒度の違いはあれど、いずれも重要な論点である。

本市ではまだまだこれらの取り組みは弱いと思われる。

虐待防止の観点だけでなく、誰もが笑顔で子育て・子育てを実現できる街、横須賀になるために、今回の学びを本市の施策に反映していきたい。

以上